

消費税

令和3年10月1日より登録申請受付開始!

いよいよ始まる...

インボイス制度オンライン説明会

分からないと困ったことに!!

消費税の仕入税額控除の方法として「インボイス制度」が導入されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

① インボイス制度とは

★売手側は、買手のお客様から

適格請求書（現在と様式が異なる請求書）を求められた場合**交付しなくてはならない。**

★買手側は、**仕入税額控除*④の適用**を受けるのに、売手のお客様から交付された**適格請求書の保存等が必要。**

② 適格請求書とは

★通称インボイス。

★売手が買手に対し正確な税率や消費税等を伝えるための手段。

重要ポイント!!

詳しくは説明会にて!!

③ 発行事業者の登録申請

★期限内に納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、発行事業者になる必要がある。

④ 仕入税額控除とは

★消費税を納めなければならない事業者が、仕入で発生した消費税を売上の消費税から差し引いて計算すること。

★インボイス制度により、**免税事業者に支払った金額は仕入税額控除ができない。**

代表セミナー同時開催!!

決断と実行、そして権限移譲

～ 「決める」と「任せる」のメリハリをはっきりさせる ～

日時：9月8日（水） 14：00～15：30

参加費：無料

参加締切日：9月3日（金）

その他：①Zoomを使用しますので、PC、スマホなどからご参加ください

②Zoomに参加する際のお名前はニックネームで構いません



講師：税理士法人 アリエス

(旧：海江田経営会計事務所)

代表税理士 海江田 博士

■FAX申込み欄（FAX以外でのお申込みの際は、各担当者へご連絡ください）

事業所名：

参加者名：

メール
アドレス